特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示

（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正）

第一条　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ　小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。） ロ　小規模保育事業Ｂ型（家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。） ハ　小規模保育事業Ｃ型（家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。） ［六～三十一　略］ 三十二　特定加算部分　当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで、第五十三号から第五十五号まで並びに第六十七号及び第六十八号に掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。 ［三十三・三十四　略］ 三十五　療育支援加算　当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。 イ　障害児を受け入れていること。 ロ　主幹教諭等を専任化させ、又は理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に三年以上従事した経験を有する者をいい、当該施設等において受け入れる障害児が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児である場合にあっては看護師及び准看護師を含む。）を配置し、若しくは嘱託すること。 ハ　当該施設等の子どもの療育支援等に取り組むこと。 ［三十五の二～三十九　略］ 四十　施設機能強化推進費加算　当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。 ［四十一～五十五　略］	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～四　同上］ 五　小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ　Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十八条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。） ロ　Ｂ型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。） ハ　Ｃ型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十三条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。） ［六～三十一　同上］ 三十二　特定加算部分　当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで及び第五十三号から第五十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。 ［三十三・三十四　同上］ 三十五　療育支援加算　当該施設等において障害児を受け入れており、かつ、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されるものをいう。 ［三十五の二～三十九　同上］ 四十　施設機能強化推進費加算　一時預かり事業等の複数事業を行う当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。 ［四十一～五十五　同上］